平成２４年（フ）第１７８号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷東１　ハイツのぞみＣ203号室、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町下印食５丁目91番地
債務者　赤塚刺繍こと　赤塚　武實
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朴　　憲洙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７９３号
京都府城陽市久世里ノ西153番地の109
債務者　小坂　　勉
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　克昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８２号
大阪市住之江区御崎５丁目15番１号　備北マンション201
債務者　品川　佳久
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茶本　成昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９４号
大阪府守口市大枝東町４番６号
債務者　西濵　兼行
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茶本　成昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９９号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目２番23号
債務者　紅矢　俊栄
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９０２号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目２番23号
債務者　紅矢　智子
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０８号
大阪府寝屋川市御幸東町16番４号
債務者　西村　修二
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　玉越　久義
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５１号
大阪府摂津市東正雀17番33―105号
債務者　登尾　正人
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三井　　円
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１８１号
大阪府寝屋川市香里北之町17番６号
債務者　森　　数美
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　李　　尚昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１６号
大阪府吹田市片山町４丁目49番１号
債務者　川﨑　良二
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　重次　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０９号
千葉県八街市八街に449番地９
債務者　栗坂　昌宏
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２１３号
千葉県印西市原山２丁目２番地１棟103号
債務者　佐藤　貴之
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２１４号
千葉県印西市原山２丁目２番地１棟103号
債務者　佐藤　清子
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２２８号
愛知県安城市東栄町野池15番地１　東栄サンハイツ305、前住所愛知県岡崎市矢作町大字北川原47―２
債務者　天野マリアこと　アマノ　マリア　ロールデス　パスクア
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
愛知県岡崎市青木町11番地20
債務者　田邉やよい
１　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉3068番地34
債務者　河田純寿栄こと　河田　佳苗（旧姓松尾）
１　決定年月日時　平成24年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
大分県別府市上田の湯町14番21号
債務者　佐藤　公重
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６号
京都府南丹市園部町小山東町向河原13番地　向河原団地２棟304号
債務者　加藤　眞悟
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係